

宮崎県緊急雇用維持支援給付金 Q & A

No	質問	回答
1	申請書類はどこで入手できますか。	宮崎県のホームページからダウンロードしてご使用ください。 また、県庁雇用労働政策課及び県内3カ所の県総務商工センター（日南、都城、延岡）、宮崎労働局の助成金センターの窓口にて配布しています。
2	労働局から受けた雇用調整助成金等の支給決定通知書を紛失した場合はどうすればよいですか。	紛失して提出できない場合に限り、県から宮崎労働局に支給決定内容を確認します。このため、申請時に必ず同意書及び次の書類を提出してください。 ①雇用調整助成金等の申請書の写し（申請額、判定基礎期間のわかる頁） ②上記①を紛失した場合は、雇用調整助成金等が振り込まれた口座の写し（振り込み月日、金額、振り込み者のわかる頁で、その他の項目が見えないようにマスキングまたは黒塗りしてください。） なお、個別の対応となるため、給付金の支給までに時間を要することとなります。
3	ネットバンク等で紙媒体の通帳がない場合は、通帳の写しとしてどのような書類が必要ですか。	電子通帳等で紙媒体の通帳がない場合は、金融機関、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できる画面等の画像（紙媒体に出力したもの）を提出してください。当座預金の場合も同様です。
4	申請は窓口でもできますか。	新型コロナウイルス感染防止対策により、郵送による申請をお願いします。
5	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金どちらも支給を受けていますが、同時に申請できますか。	同時申請はできません。ただし、申請書は雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金それぞれに提出してください。
6	数ヶ月分まとめて申請できますか。	まとめて提出はできますが、申請書類は各月ごとに作成、申請となります。
7	1つの会社で複数の対象事業所を有していますが、給付金の申請はどのように行いますか。	休業等を実施した事業所ごと（労働局に申請した雇用調整助成金等の事業所単位）に申請してください。
8	事業者規模や雇用調整助成金等の助成率の要件はありますか。	事業者規模や助成率に関係なく、宮崎労働局から雇用調整助成金等の支給決定を受けたすべての事業者が対象となります。
9	判定基礎期間に令和3年5月1日から8月31日まで以外の日付を含んでいる場合は、対象外になりますか。	判定基礎期間の初日が令和3年5月1日～8月31日までの期間内であれば、期間以外の日付を含んでいても交付対象となります。
10	雇用調整助成金等の受給時は事業を営んでいましたが、現在は廃業しています。支給は受けられますか。	本給付金の目的は雇用の維持を支援するものなので、申請時点で事業廃止となっている場合は、支給対象外となります。

11	申請から受給までどれくらいかかりますか。振り込みにあたっては、通知がなされますか。	申請書を受理後、内容に不備等がなければ3～4週間程度で御依頼の口座にお振り込みいたします。 また、支給額については、支給決定通知書を郵送します。内容に不備があった場合や宮崎労働局からの雇用調整助成金等の支給決定通知書を紛失された場合は、手続きに時間を要しますので、支給が遅れます。
----	---	---